明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○平成十七年総務省告示第四百七十号の一部を訂正する件（総務二八四）　一
○平成十九年総務省告示第百五十一号の一部を訂正する件（同二八五）　二
○平成三十年総務省告示第三百六十七号の一部を訂正する件（同二八六）　三
○令和三年総務省告示第百八十一号の一部を訂正する件（同二八七）　三
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（法務一六六）　七
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和三管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一四〇四）　八
○ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示の一部を改正する件（同一四〇五）

〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
国立研究開発法人情報通信研究機構令和二事業年度財務諸表、税理士証票無効・登録抹消、日本弁護士連合会懲戒処分、企業年金基金変更関係　三
会社その他
会社決算公告　四